

5歳児健康診査事業の実施について

1 目的

母子保健法第13条に基づき、保護者の心配や児童の発達に課題等のある5歳児を早期に発見し、早期支援につなげるため5歳児健康診査事業を実施する。

2 事業概要

(1) 対象者

区に住民登録があり年度内に満5歳になる児童約3,700名

(2) 実施内容

① 事業説明会

事業の目的や内容を区民に説明することにより、区民の理解・協力・参加を求める。

② 保護者・保育者アンケート調査

保護者や保育者にアンケートを依頼し、対象児童を調査する。

③ 集団行動観察

アンケート調査により行動観察が必要な児童について、児童の所属園や子ども総合センターにおいて、発達支援専門員が集団行動観察を行う。

④ 医師の診察

アンケート調査により医師の診察が必要な児童について、医療機関や子ども総合センターにおいて診察を行う。

⑤ 結果説明会

アンケート調査や集団行動観察の結果を踏まえ、医師や発達支援専門員が保護者に健康診査結果を説明する。

3 実施予定時期

平成27年4月

4 周知方法

事業説明会、個別通知、広報かつしか、区ホームページ